

## 考古学もしくはこれに関する分野の専攻生のための 就業体験にかかる規程

### (目的)

第1条 埋蔵文化財に関する分野に就職を志しているため、発掘調査を経験したいと希望する者に、発掘調査の経験を積み重ねる機会を用意し、国・県が推進する知識・技術の継承に寄与するとともに、長野県埋蔵文化財センター（以下「センター」という。）において、必要な人材確保の一助とすることを目的とする。

### (対象)

第2条 考古学もしくはこれに関する分野（以下「考古学等」という。）を専攻し、埋蔵文化財にかかわる分野に就職を希望する長野県内出身又は長野県内に就職を希望する短期大学、大学又は大学院（以下「大学等」という。）の学生を対象とする。

### (採用)

第3条 センターは、就業体験を希望する者の中から選考により採用する。

2 就業体験の希望者は、事前に、所属する大学等の担当教員の推薦状を提出するものとする。

### (身分及び呼称)

第4条 「長野県埋蔵文化財センター作業員就業規則」第2条に規定された発掘作業員及び整理作業員とする。

2 雇用期間中は、一般採用の作業員と区別するため、便宜的に「調査補助員」と呼称する。

### (日数及び期間)

第5条 就業体験の日数は、センターの休日を除き、連続して10日以上30日以内とする。

2 就業体験の期間は、前項の日数の範囲内で、センターと就業体験を行う者（以下「実習生」という。）と協議の上で決定する。

### (内容及び就業場所)

第6条 就業体験の内容は、別表により実習生と協議の上で決定する。

2 就業場所は、就業体験の内容と実習生の勤務条件等を聴取した上で決定する。

### (評価)

第7条 就業体験の担当者は、就業体験の状況等について実習生の評価を行うものとする。

2 評価基準については、別途内規によるものとする。

(修了)

第8条 センターは、実習生の申出により、「就業体験修了証」を発行するものとする。

2 修了の認定については、別途内規によるものとし、認定した者には認定証と評価票の写しを発行するものとする。

3 修了認定に満たない者には、評価票の写しのみ発行するものとする。

(福利厚生)

第9条 センターは、実習生の雇用保険及び社会保険に加入しない。

(その他)

第10条 実習生は、この規程によるほか、「長野県埋蔵文化財センター作業員就業規則」の規定に従うものとする。

この規程は令和元年5月7日から施行する。

この規程は令和2年1月14日に改正施行する。